

鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 7 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第 63 号

鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則案

第 1 条 鳥取県養蜂振興法施行細則（昭和 31 年鳥取県規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(蜜蜂の飼育届)</p> <p>第 2 条 法第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出は、蜜蜂の飼育の場所を管轄する<u>東部農林事務所長、八頭農林事務所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長、日野振興センター所長（以下各地方事務所長）</u>に様式第 1 号による届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>(転飼養蜂の許可申請書)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の申請書は、転飼しようとする場所を管轄する<u>各地方事務所長</u>を経由して提出しなければならない。</p>	<p>(蜜蜂の飼育届)</p> <p>第 2 条 法第 3 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出は、蜜蜂の飼育の場所を管轄する<u>家畜保健衛生所長</u>に様式第 1 号による届出書を提出して行わなければならない。</p> <p>(転飼養蜂の許可申請書)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前項の申請書は、転飼しようとする場所を管轄する<u>家畜保健衛生所長</u>を経由して提出しなければならない。</p>

第 2 条 鳥取県養蜂振興法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号について、下線部を新たに加え、次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

蜜蜂飼育届・飼育変更届

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

電話番号

氏名又は名称及び代表者の氏名



養蜂振興法第3条第1項又は第3項の規定に基づき、下記のとおり蜜蜂飼育届（蜜蜂飼育変更届）を提出します。

記

1 年 月 日現在蜜蜂飼育状況

飼育場所	飼育蜂群数	蜜蜂の種類 (該当に○)
		西洋 日本

2 年蜜蜂飼育計画

飼育場所	飼育予定 最大計画蜂群数	蜜源	飼育状況 (該当に○)	飼育期間
			定飼・転飼	1月1日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 月 日まで
			定飼・転飼	月 日から 12月31日まで

備考1 電話番号は、常時連絡が取れるものを記載すること。

2 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入すること。

3 飼育場所は、字及び番地まで記入すること。地番が不明な場合は、飼育場所が特定できる地図を添付すること。

4 本届出に記載された内容については、蜂群の配置調整、防疫その他の養蜂の振興に必要な限りにおいて利用する。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。